

## 令和 2 年 第 5 回 臨時 会 会 議 録

招 集 年 月 日	令和2年5月12日 (火曜日)			
招 集 場 所	伊江村議会議事堂			
開 会	5月12日 10時00分 渡久地政雄議長宣言			
閉 会	5月12日 11時32分 渡久地政雄議長宣言			
出 席 議 員 ( 応 招 議 員 )	1	渡久地 政 雄 議員	7	内 間 広 樹 議員
	2	並 里 晴 男 議員	8	島 袋 義 範 議員
	3	虻 江 修 議員	9	内 田 竹 保 議員
	5	島 袋 勉 議員	10	名 嘉 實 議員
	6	山 城 善 彦 議員		
欠 席 議 員	11	亀 里 敏 郎 議員		
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 島袋 裕次 君 主 事 金城 成 君			
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	村 長	島袋 秀幸 君	副 村 長	名城 政英 君
	教 育 長	宮里 徳成 君	総務課長	宮城 弘和 君
	福祉課長	新城 米広 君	住民課長	平敷 兼清 君
	農林水産課長	西江 忍 君	農林水産課参事	玉城 正朝 君
	政策調整室長	内間 常喜 君	商工観光課長	島袋 英樹 君
	教育行政課長	万寿 祥久 君	医療保健課長	山城 直也 君
	公営企業課長	亀里 裕治 君	総務課長補佐	富山 維佐子 君
議事日程及び会議に付した事件	別紙のとおり			
会 議 の 経 過	別紙のとおり			

## 令和2年第5回伊江村議会臨時会議事日程（第1号）

令和2年5月12日（火）午前10時00分 開 会

日程	議案番号	件名
第1		会議録署名議員の指名（6番 山城善彦・7番 内間広樹）
第2		会期決定の件
第3		議長の諸般の報告
第4		村長の行政報告
第5	承認第1号	専決処分した伊江村税条例等の一部を改正する条例の承認を求めることについて
第6	承認第2号	専決処分した伊江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の承認を求めることについて
第7	議案第36号	伊江村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
第8	議案第37号	伊江村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
第9	議案第38号	令和2年度伊江村一般会計補正予算（第1号）
第10	議案第39号	令和2年度伊江村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

## ○ 議長 渡久地 政 雄 君

ただいまから、令和2年第5回伊江村議会臨時会を開会いたします。 (開会時刻10時00分)

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、6番 山城善彦議員、7番 内間広樹議員を指名します。

日程第2 会期決定の件を議題とします。お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思えます。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって会期は、本日1日間に決定しました。

日程第3 議長の諸般の報告を行います。

5月1日には、本部港ターミナル入口付近に来島自粛の横断幕を設置しました。緊急事態宣言が解除されるまで設置を続ける予定であります。

5月2日から5月5日までの間、全議員(2人1組当番制)で本部港において来島自粛の呼びかけを行いました。

なお、4月、5月の出張等については、新型コロナウイルスの影響により、すべて中止となっております。

これで、諸般の報告を終わります。

日程第4 村長の行政報告を行います。

村長から行政報告の申し入れがありましたので、これを許します。村長 島袋秀幸君。

## ○ 村長 島 袋 秀 幸 君

令和2年第5回伊江村議会臨時会を招集しましたところ、9人の議員の皆様にご出席をいただきまして感謝申し上げます。

それでは行政報告を行います。まず初めに、先ほど黙禱をささげました本村の名誉村民でございます岡本行夫氏の逝去について、御報告をさせていただきます。

5月7日付の新聞には、岡本氏の突然の訃報が報じられ、多くの皆様に驚きと悲しみを与えました。御存じのとおり、岡本先生には長年にわたり伊江村の振興発展に多大な御貢献を賜りマリタウン整備事業など、数多くの村の将来に向けた振興策に御尽力をいただきました。平成10年の伊江村名誉村民第1号の認定後も定期的に本村に御来村いただき、児童生徒を激励し、図書を御寄贈いただくとともに、村民に対してもさまざまな助言を賜った次第でございます。ここに村民とともに衷心より感謝とお礼を申し上げますとともに、岡本氏に誇れる村づくりに邁進してまいりたいと決意をしているところであります。結びに、御遺族の皆様のお悲しみを御察し申し上げますとともに、故人の安らかなる御冥福を心からお祈りを申し上げたいと思えます。

次2点目については、先ほど議長の諸般の報告にもありましたとおり、伊江村議会による来島自粛横断幕の設置及び本部港での来島自粛呼びかけについてでございます。新型コロナウイルス感染拡大緊急事態宣言に伴う、本村への来島自粛横断幕の設置を伊江村議会において5月1日に本部港ターミナル付近に設置をされております。同時に5月2日から5日までの間、全議員で交代し本部港においてボランティアでの来島自粛の呼びかけを実施をされております。誠にありがとうございます。村議会自ら感染防止策に率先し、積極的に取り組まれておりますことに心から感謝を申し上げる次第であります。

次3点目、伊江島補助飛行場コーラル滑走路の改修工事に伴う訓練場内の視察について、御報告を申し上げます。4月7日に伊江島補助飛行場内のコーラル滑走路の修復工事に伴い、伊江港東バースから伊江島補

助飛行場までの間で、トラックによる資材搬入作業が行われているところであり、当該工事の概要把握のため、5月8日に渡久地議長、名嘉議員とともに伊江島補助飛行場内に立ち入り、現場視察と説明を受けております。米軍側からは、工事責任者であるグラシエロ少佐と現地分遣隊のネイサンマーフィー隊長が立ち会い、滑走路周辺を移動しながら説明を受けました。少佐からは既存施設は経年劣化でくぼみ等が見られ、滑走路の運用上、危険であったことから今回の改修工事に至り、コーラル運搬は今後4回ほどを予定し、6月中には工事の完了予定であるとの説明を受けております。村からは村民に不満を与えないよう、工事期間中の赤土流出防止対策と粉じん飛散対策、工事関係者のマスク着用と、新型コロナ感染防止対策の徹底と畜産農家の草刈り作業に配慮されるよう要請を行いました。

次に4点目、新型コロナウイルス感染予防マスク等の寄贈について、御報告を申し上げます。新型コロナウイルス感染予防対策のため、議員の皆さまに配付している資料のとおり、多くの方々から心温まる御寄贈をいただきました。マスクについては、村内の各施設をはじめ、子どもたちへ配付し有効に活用させていただいております。寄贈くださいました皆様に心からお礼と感謝を申し上げます。

次に5点目、ゴールデンウィーク期間中における船舶運航事業の旅客自動車航送実績について、報告をいたします。4月27日から5月6日までの期間中における本部伊江航路の旅客及び自動車輸送実績については、議員の皆様に配付した資料のとおりでございます。旅客数で対前年比マイナス96%、2万769人の減、売り上げ合計で対前年比マイナス89%、金額では3,628万1,000円の減額となっております。今回の来島自粛の影響を大きく受け、船舶運航の経営状況も新型コロナウイルスの影響を受ける状況となっております。

次に最後6点目、建設工事執行状況の報告についてでございます。令和2年3月定例会以降の建設事業の執行状況は、配付した資料のとおり、委託業務6件、工事1件、合計7件を執行いたしましたので、報告書のとおり報告をさせていただきます。

以上で、行政報告とさせていただきます。

#### ○ 議長 渡久地 政 雄 君

以上で、村長の行政報告を終ります。

日程第5 承認第1号 専決処分した伊江村税条例等の一部を改正する条例の承認を求めることについて、議題といたします。

本案について、提案理由の報告を求めます。副村長 名城政英君。

#### ○ 副村長 名城 政 英 君

承認第1号 専決処分した伊江村税条例等の一部を改正する条例の承認を求めることについての、提案理由を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）、地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第109号）、地方税法施行規則等の一部を改正する省令（令和2年総務省令第21号）が令和2年3月31日に公布されたことに伴う伊江村税条例の一部を改正、および文言整備について、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年3月31日付、専決処分しましたので承認を求めたく、本条例を提案するものでございます。

今回の改正につきましては、主に大きく6点の改正と文言の整備となっております。詳しくは住民課長から説明をさせますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

以上で、提案理由とさせていただきます。

#### ○ 議長 渡久地 政 雄 君

住民課長 平敷兼清君。

#### ○ 住民課長 平 敷 兼 清 君

それでは今回の条例改正の主な概要から先に申し上げます。

固定資産税関係の改正において、大きく2点の改正があります。1点目は、調査を尽くしても、所有者が1人も明らかとならない資産について、使用者がいる場合には、使用者を所有者とみなし、固定資産課税台帳に登録し、そのものに固定資産税を課することができる制度についての改正であります。

2点目は、登記または補充課税台帳に所有者として登記、または登録がされている個人が死亡している場合、現所有者に賦課徴収に必要な事項を申告させることができる制度についてであります。

その他、法律改正による所要の改正はあります。扶養親族等申告書の記載事項の変更について、村たばこ税の課税免除に係る手続の簡素化について、肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例適用期間の3年延長について。優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例適用期間の3年延長について。改元対応による「平成」から「令和」の改正、その他文言、条項番号等の整理であります。

それでは、新旧対照表にて、御説明いたします。新旧対照表1ページをお願いします。1ページの第36条の3の2においては、給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合において、その旨の記載を不要とする改正であります。

見出し中、「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、第3号を削り、4号を3号に繰り上げる改正であります。第36条の3の3においては公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合において、その旨の記載を不要とする改正であります。第1項中の「もしくは単身児童扶養者である者」を削り、併せて第3号を削り、4号を3号に繰り上げる改正であります。

2ページをお願いいたします。第48条第2項におきましては、法人村民税の申告納付について、租税特別措置法の改正による条項番号の整備を行っております。

第54条第2項について、文言の整備となっておりますが、ここで訂正をお願いしたいと思っております。改正文中、第54条第2項の改正文中の途中の真ん中辺りにある「登録されている」を改正後において「登記がされている」との表記があります。これは左側の改正後も本来ならば「登記がされている」が正しい表記になります。「登記がされている」というところを「登録がされている」というのが、正しい表記のため、次回の税条例の改正の際に、文言の整備をさせていただきたいと思っております。申しわけありません。よろしく申し上げます。

第4項につきましては、あらかじめ所有者に対して通知をした上で固定資産税を課することができるという改正を行い、第5項を追加いたします。第5項については、法律に基づき、さまざまな調査を行っても所有者の存在が不明な場合については、現使用者を所有者とみなして、あらかじめ通知をした上で、固定資産税課税台帳に登録し、そのものに固定資産税を課することができることとしております。

3ページをお願いいたします。さきほど第5項を追加したことに伴い項番号をそれぞれ繰り下げる改正と併せて文言の整備を行っております。

4ページをお願いいたします。上段については、地方税法施行令の改正に伴い「第49条の2」を「第49条の3」に改め、併せて文言の整備を行っております。第61条は、固定資産税の課税標準を定めており、その中の第9項と第10項について、地方税法の改正による条項番号の整備を行っております。第74条の3につきましては、第74条の2に、次の1条を加えるという形で新設いたします。内容といたしましては、登記簿上の所有者が死亡し、相続登記がされるまでの間における現所有者、一般的には相続人に当たりますが、その方に対し申告書を提出させる規定となっております。申告の内容として、第1号で相続人であり、現所有者である者の住所、氏名、被相続人との関係、個人番号または法人番号など、第2号で、土地また家屋の所有者として登記簿、または土地補充課税台帳もしくは家屋補充課税台帳に登録または登録がされている個人が死

亡している場合、その方の住所及び氏名。第3号については、その他必要と認める事項を定めております。

5ページをお願いいたします。第75条については、先ほど前のページで新設しました第74条の3の申告すべき事項について、正当な事由がなく申告をしなかった場合には過料を科する旨の改正を行っております。第96条につきましては、たばこ税の課税免除に関しての手續の簡素化を図るための改正を行っております。地方税法において輸出免税等の適用にあたって、課税免除事由に該当することを証する書類の提出を不要とすることなどの改正を行っており、それに併せ第2項を追加し、既存の第2項、第3項の番号をそれぞれ繰り下げ、併せて文言の整備を行っております。第98条につきましては、上記の96条の改正に伴い、「96条第2項」を、「96条第3項」に改めます。

6ページをお願いいたします。第131条第6項は、先ほど新旧対照表の3ページの改正におきまして、第54条の項番号がそれぞれ繰り下がったため、第54条第6項を第54条第7項に改めます。附則の第6条と第7条の3の2につきましては、元号改正による整備を行います。

7ページをお願いします。第8条につきましては、肉用牛の売却による事業所得に係る村民税の課税の特例について、適用期限を3年間延長し、併せて元号改正による整備を行います。第10条第1項については、または法附則第15条をまたは附則第15条という文言の整備、第2項については、地方税法の改正に伴う条項番号の整備を行います。第11条の見出しの部分と第1項、第2項につきましても、元号改正による整備を行っております。

8ページをお願いします。第12条中の見出しの部分、そして第1項から3項について、それぞれ元号改正による整備と併せ、文言の整備を行っております。

9ページをお願いいたします。第12条第4項、第5項、そして下段のほうの第13条につきましても、元号改正による整備と併せ、文言の整備を行っております。

10ページをお願いします。第15条第1項と第2項につきましても、元号改正による整備と併せ文言の整備を行っております。第17条第2第1項では優良住宅地の造成等のために、土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る村民税の課税の特例につきまして、適用期限を3年延長する改正を行っております。

11ページをお願いします。第17条の2、第2項につきましても、適用期限3年延長に合わせた改正、第22条につきましては、先ほどの新旧対照表の3ページの改正におきまして、第54条の項番号が繰り下がったための改正、同条第2項と第23条につきましては、元号改正による整備を行っております。

12ページをお願いします。本改正条例の第2条にて、令和元年伊江村条例第18号で制定しました伊江村税条例等の一部を改正する条例の一部の改正を行います。当時の改正条例の第2条におきまして、括弧、第24条第1項第2号中「又は寡夫」を、「、寡夫又は単身児童扶養者」に改める。という改正文がありますが、その部分につきまして、削除いたします。これは令和2年12月議会で予定しております。令和3年度以降の個人住民税において、未婚のひとり親に対する税制上の措置に対応するため、この文言を削除する必要があるためであります。第4条につきましては、当時の改正文で市民税という表記で改正を行ったため、村民税に改める整備をしております。附則第1条第3号、第4号の改正につきましては、先ほどページの上段で第24条第1項、第2号の規定を削ったため不要となったことから改正いたします。

13ページをお願いします。本改正条例の附則としまして、第1条でこの条例は令和2年4月1日から施行するとして、第2条第1項では、村民税に係る経過措置として、第1条の規定による改正後の伊江村税条例の規定中、個人の村民税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の個人の村民税について適用し、令和元年度分までの個人の村民税については、なお従前の例による規定。第2項では新条例、第36条の3の2、第1項の規定は、この条例の施行の日以後に、支払いを受けるべき同項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用する規定。第3項では新条例第36条の3の3第1項の規定

は、施行日以後に支払いを受けるべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等について、提出する新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用する規定。第3条第1項では別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中、固定資産税に関する部分は、令和2年度以降の年度分の固定資産税について適用し、令和元年度分までの固定資産税については、なお従前の例による規定。第2項では、新条例第54条第4項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による規定。第3項では新条例第54条第5項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用する規定。第4項では、新条例第74条の3の規定は、施行日以後に、同条に規定する現所有者であることを知った者について適用するといたします。

第4条から第7条までは、伊江村税条例等の一部を改正する条例の一部の改正であります。改正内容については、全て元号改正による「平成」から「令和」の改正であります。第4条については、ページをまたいで14ページまで、平成27年条例第21号で制定した伊江村税条例等の一部を改正する条例中、附則に規定されている元号の改正を行います。

ページをめくっていただきまして、15ページをお願いします。附則第5条につきましては、平成30年条例第15号で制定した伊江村税条例等の一部を改正する条例中、附則に規定されている元号の改正を行っております。15ページから17ページの上段までとなっております。

17ページ中段をお願いいたします。附則第6条については、平成31年条例第8号にて制定した伊江村税条例等の一部を改正する条例中、附則に規定されている元号について、整備を行っております。

18ページ、19ページをお願いいたします。附則第7条については、平成31年条例第13号にて制定した伊江村税条例等の一部を改正する条例の附則に規定されている元号について、最後の19ページまで整備を行っております。

ここで新旧対照表の中の修正をお願いしたいと思います。最後の19ページの下から3行目、(軽自動車税に関する経過措置)というところです。「第3条」となっておりますが、これを「第4条」のほうに、修正をお願いします。改め文、改正文のほうは、正式に「第4条」となっておりますが、新旧対照表だけ「第3条」となっておりますので、修正をお願いします。

以上で、承認第1号の改正内容についての説明を終わります。

#### ○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませぬか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっております承認第1号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思っております。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって承認第1号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから承認第1号 専決処分した伊江村税条例等の一部を改正する条例の承認を求めることについて、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって承認第1号 専決処分した伊江村税条例等の一部を改正する条例の承認を求めることについて、原案のとおり承認されました。

日程第6 承認第2号 専決処分した伊江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の承認を求めるこ

とについて、議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。副村長 名城政英君。

○ 副村長 名城政英君

承認第2号 専決処分した伊江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の承認を求めることについての、提案理由を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）、地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第109号）、地方税法施行規則等の一部を改正する省令（令和2年総務省令第21号）が令和2年3月31日に公布されたことに伴う伊江村国民健康保険税条例の一部を改正、および文言整備について、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、令和2年3月31日付専決処分をいたしましたので、承認を求めたく提案するものでございます。

なお、改正の内容につきまして、住民課長から説明がありますので、御審議のほどよろしく願いをいたします。

○ 議長 渡久地政雄君

住民課長 平敷兼清君。

○ 住民課長 平敷兼清君

今回の改正内容につきましては、国民健康保険税の基礎課税額と、介護納付金課税額の増額改正、均等割の減額措置に係る軽減判定所得の算定方法についての改正であります。

それでは新旧対照表をもちまして、説明いたします。

新旧対照表1ページをお願いいたします。第2条、第2項において、国保税基礎課税額の限度額を「61万円」から2万円引き上げ「63万円」とする改正内容です。同じく第2条第4項では、介護納付金課税額を現行の「16万円」から1万円引き上げ「17万円」とする改正内容です。高所得者の方は医療分と、介護分の限度額が合計で3万円引き上げられます。それに併せ第21条第1項の条文中の基礎課税額「61万円」から「63万円」へ、介護納付金課税額を「16万円」から「17万円」へ、それぞれ改正いたします。

第21条第1項第2号におきましては、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数及び特定同一世帯所得者数に乘ずる金額を、現行の「28万円」から「28万5,000円」に改正いたします。

2ページをお願いします。ページ中段の第21条第1項第3号におきましては、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数及び特定同一世帯所属者数に乘ずる金額を、現行の「51万円」から「52万円」へ改正いたします。国保税均等割の2割、5割軽減の対象が増える改正内容となっております。

3ページをお願いいたします。第27条中、伊江村税条例（昭和47年伊江村条例第58号）を、（平成23年伊江村税条例第24号）に改める改正内容となっております。

伊江村税条例においては、平成23年に全部改正を行っておりますので、今回整備をいたしたいと思っております。

なお、附則としまして、令和2年4月1日からの施行日とし、適用区分としまして、改正後の伊江村国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成31年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によると定めています。

以上で、承認第2号の改正内容についての説明を終わります。

○ 議長 渡久地政雄君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。



ただいま議題になっています承認第2号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって承認第2号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから承認第2号 専決処分した伊江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の承認を求めることについて、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって承認第2号 専決処分した伊江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の承認を求めることについては、原案のとおり承認されました。

日程第7 議案第36号 伊江村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 名城政英君。

#### ○ 副村長 名城 政 英 君

議案第36号 伊江村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての、提案理由を申し上げます。

国民健康保険に係る被用者が新型コロナウイルス感染症に感染し、またはその感染が疑われ、労務に服することができない場合について疾病手当金を支給することに関し所要の規定を整備する必要があるため、本条例を改正する必要があるため、本条例を提案するものでございます。

なお、条例の内容につきましては、住民課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

#### ○ 議長 渡久地 政 雄 君

住民課長 平敷兼清君。

#### ○ 住民課長 平 敷 兼 清 君

今回の改正の内容としましては、傷病手当金は給与等の支払いを受けている被用者が、新型コロナウイルス感染症に感染したとき、または発熱等の症状があり、新型コロナウイルス感染症の感染が疑われたときに限り、療養のために労務に服することができないときは、その労務に服することができなくなった日から起算して、3日を経過した日から労務に服することができない期間、支給を始めた日から起算して1年6カ月を限度としますが、そのうち労務に就くことを予定していた日について、支給することとし、その支給額は1日につき、直近の継続した3月間の給与等の収入額の合計を就労日数で除して得た額の3分の2に相当する金額としております。なお改正文につきましては、厚生労働省から示された内容に準拠したものとなっております。

それでは新旧対照表にて、御説明いたします。今回の改正は、特例的な改正でありますので、附則の改正を行い整備いたします。

1ページをお願いいたします。第1条については、附則を、今回の改正により条立てにすることによる整備であります。第2条以降で、傷病手当金の内容について整備いたします。第2条第1項では、給与等の支払を受けている被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染したとき、または発熱等の症状があり、新型コロナウイルス感染症の感染が疑われたときに限り、療養のため労務に服することができないときは、その労務から服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から、労務に服することができない期間のうち、労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する規定を定めております。第2項では、傷病手当金の金額の算定方法について定めています。傷病手当金の額は、1日につき傷病手当の支

給を始める日の属する月、以前の直近の継続した3月間の給与等の収入額の合計を、就労日数で除した金額の3分の2に相当する金額とする規定を定めております。

次のページをお願いいたします。なお、ただし書きとして傷病手当金の最高限度額を定めております。第3項は傷病手当金の支給できる期間を定めており、支給を始めた日から起算して1年と6月を限度とすることを定めております。第3条では、傷病手当金と給与等との調整に関する内容であります。労務に服することができなくなった期間、事業主からその期間について全部、給与等を受け取ることができる場合は、傷病手当金は支給しないこととし、事業主から一部給与等を受け取ることができる場合で、その額が第2条第2項で算定した傷病手当金の額よりも少ない場合に、その差額を支給する規定を定めております。第4条では、第3条で当初は、事業主から支給されるはずであった給与等の全部、または一部が、事業主の何らかの事情により被用者へ支給されなかった場合、村が一時的に傷病手当金の全額、または一部を支給する旨の規定であります。第2項では、先ほどの第1項で示した事業主が当初支払うはずだった金額について、村が立替えの形で支払いした金額につきましては、村が事業主から徴収する旨の規定を定めております。なお、本条例の附則としまして、公布の日から施行しますが、第2条から第4条までの規定は、令和2年1月1日から規則で定める日までの間としておりまして、規則につきまして、令和2年9月30日までの間と定めることとします。

以上で、改正内容についての説明を終わります。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。副村長 名城政英君。

○ 副村長 名城 政 英 君

私、提案理由の中で、「傷病」手当金を「疾病」手当金と読んだみたいですので、すみませんが、おわびを申し上げ「傷病手当金」ですから、訂正をお願い申し上げます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これから質疑を行います。10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名 嘉 實 議員

コロナには感染しないほうがいいんですが、もし感染した場合にこの傷病手当金の申請はどういうふうにやるんですか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

住民課長 平敷兼清君。

○ 住民課長 平 敷 兼 清 君

申請につきましては、広報誌ですとかホームページで、また役場の窓口で申請書を置きまして、被用者、雇われている方が万が一、そういった事情になった場合には、完治してからでもいいんですが、この申請書を記入していただいて、併せて本人が書く申請書と事業主からの証明が必要ですので、事業主からいただく申請書、この2点で申請していただくという形で村に提出するという形になっています。

最悪の状況になりますと、この傷病手当金自体は、相続人といいますか。代理人の方にも支給できるという制度、休まれている間は支給できるという形になります。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

ほかに質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっています議案第36号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第36号については、委員会付託を省略することに決定しました。  
これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕  
討論なしと認めます。

これから議案第36号 伊江村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第36号 伊江村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第37号 伊江村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 名城政英君。

#### ○ 副村長 名城 政 英 君

議案第37号 伊江村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についての、提案理由を申し上げます。

沖縄県後期高齢者医療広域連合が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合または感染が疑われた場合において、被用者に対する傷病手当金の支給について、条例の一部を改正することに伴いまして、本村が行う事務に追加する必要があります。本村の条例の一部を改正する必要があるため、本条例案を提案するものでございます。

なお、条例改正の内容について、住民課長が説明いたしますので、御審議のほどお願い申し上げます。

#### ○ 議長 渡久地 政 雄 君

住民課長 平敷兼清君。

#### ○ 住民課長 平 敷 兼 清 君

改正内容としましては、傷病手当金の支給に関して村民からの申請があった場合の受付事務を行う旨の内容であります。本村が受付を行い、その内容の審査から傷病手当金の支給に関しては、沖縄県後期高齢者医療広域連合にて実施することとなります。

それでは新旧対照表にて、御説明いたします。第2条では、本村において行う事務を規定しています。第2条中、改正前の第「8号」を「9号」とし、第7号の次に「広域連合条例附則第7条の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付」を加えます。

なお、本条例の附則といたしまして、公布の日から施行することとしておりますが、沖縄県後期高齢者医療広域連合において、傷病手当金の支給に関しての条例改正が施行された日から適用することといたします。

以上で、改正内容についての説明を終わります。

#### ○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。

質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第37号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思っております。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第37号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第37号 伊江村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第37号 伊江村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決されました。

休憩します。

(休憩時刻10時50分)

再開します。

(再開時刻11時00分)

日程第9 議案第38号 令和2年度伊江村一般会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

議案第38号 令和2年度伊江村一般会計補正予算(第1号)の提案理由を御説明申し上げます。

(歳入歳出予算の補正)第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億6,149万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ80億3,749万3,000円と定めたいと思います。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によりたいと思います。

なお詳細につきましては、事項別明細書をもって、各担当課長から説明をさせたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

○ 議長 渡久地政雄君

福祉課長 新城米広君。

○ 福祉課長 新城米広君

それでは事項別明細書をもちまして説明いたします。

歳入1ページをお願いいたします。16款2項1目民生費国庫補助金639万4,000円の増額は、国庫補助率100%の補助事業でございます。細節109. 551万円の計上は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯を支援するため、ゼロ歳から満15歳までの子育て世帯に対しまして、臨時特別的な給付措置として児童1人につき1万円を給付する事業でございます。対象人数は501人、これに国から示されております公務員分を勘案した安全係数1.1を掛けまして551人分を計上しております。細節110. 88万4,000円の計上は、細節109. の給付金を振り込むための手数料10万5,000円と、本特別給付金事業に関するシステム改修の委託費77万9,000円の合計額を事務費分として計上しております。

○ 議長 渡久地政雄君

総務課長 宮城弘和君。

○ 総務課長 宮城弘和君

7目総務費国庫補助金4億5,729万5,000円の増額でございますが、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うため、令和2年4月27日の基準日において、住民基本台帳に記録されている村民に対しまして、1人当たり10万円を一律支給する特別定額給付金事業の国庫補助金額を補正計上するものでございます。特別定額給付金事業につきましては、国の全額補助ということになります。

2ページをお願いいたします。20款2項1目財政調整基金繰入金7,102万5,000円の増額につきましては、本補正予算に伴う財源調整のための補正措置でございます。

○ 議長 渡久地政雄君

政策調整室長 内間常喜君。

○ 政策調整室長 内間常喜君

同じく14日真謝区・西崎区住環境負担軽減事業基金につきましては、3月定例会におきまして、令和元年度伊江村一般会計補正予算（第7号）で減額をいたしました2,677万9,000円を、今年度予算に組み入れて執行するための補正措置でございます。詳細は、歳出の企画費で御説明申し上げます。

○ 議長 渡久地政雄君

総務課長 宮城弘和君。

○ 総務課長 宮城弘和君

歳出の1ページをお願いいたします。2款1項1目一般管理費4億5,729万5,000円の増額につきましては、特別定額給付金事業の給付金及び事務経費でございます。1節報酬79万4,000円につきましては、給付金、給付事務補助員2人の3カ月を計上してございます。3節職員手当等90万円は、給付事務に係る超勤手当等を計上させていただいております。10節需用費41万2,000円につきましては、コピー用紙、申請書送付、返信用封筒、プリンター、トナー代等の消耗品を計上してございます。11節役務費168万9,000円につきましては、申請書の郵送料及び寄附金の振込手数料の計上でございます。12節委託料200万円につきましては、住基システムの改修委託料でございます。18節負担金補助金及び交付金4億5,150万円につきましては、令和2年4月27日、住基人口4,495人と、基準日後の登録者20人の予備分も含めまして4,515人分を計上させていただいております。申請書を5月11日に発送いたしまして、給付金を5月22日に初回振り込みする予定でございます。

○ 議長 渡久地政雄君

政策調整室長 内間常喜君。

○ 政策調整室長 内間常喜君

続いて5目企画費におきましては、2,677万9,000円の増額補正となっております。12節委託料においては、実施設計と管理業務を行うための増額措置。14節工事請負費の減額と18節負担金補助金及び交付金につきましては、歳出項目の組替えのための措置でございます。

○ 議長 渡久地政雄君

福祉課長 新城米広君。

○ 福祉課長 新城米広君

歳出2ページをお願いいたします。3款2項1目児童福祉総務費760万7,000円の増額でございます。細節110. は、国庫補助事業、細節111. は、村単独事業となります。まず18節の負担金補助金及び交付金から説明いたします。細節110. 551万円の計上は、歳入にて説明いたしましたゼロ歳から満15歳までの子育て世帯に対しまして、児童1人につき1万円を給付する経費を計上しております。細節111. 120万円の計上につきましては、本村は離島でありますので、新型コロナウイルス感染症の影響は高校生を抱える世帯においても負担が大きいことから、学校教育法に定める高等学校、特別支援学校高等部などに在学する伊江村出身の子を持つ世帯に対しまして、臨時特別的な給付措置を実施するものでございます。給付金額は支給対象生徒1人につき1万円を給付いたします。支給対象者につきましては、支給対象生徒の保護者ということになりますが、令和2年4月1日時点で支給対象生徒の保護者のいずれかが、伊江村に住所を有している者に対して支給いたします。また、支給対象生徒は、次の4つの要件を満たすものを対象生徒といたします。1つ目は、伊江中学校を卒業した者。2つ目、高等学校に就学している者。3つ目、細節110. の国庫補助事業に該当しない者。この3の規定は、満15歳は現在の高校1年生となりますので、国庫事業に含まれます。よって二重給付とならないよう規定を設けております。4つ目は、例外的なものに対応するため、村長が特に認めた者と規定しております。対象生徒120人としておりますが、予算計上時、規定が固まっておりました

ので、高校1年生も含めて計上しております。よって、実績をもって補正減などをしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

戻りまして、11節役務費、11万8,000円の計上は、18節の特別給付金の振り込み手数料を国庫補助事業と単独事業に分けて、それぞれ計上しております。12節委託料77万9,000円の計上は、特別給付金事業に関するシステム改修の委託費の計上でございます。3目保育所費、10節需用費10万8,000円の計上は、保育士が感染いたしますと集団感染となってしまうことから、感染防止対策として医療用のマスクの購入を考えております。保育士70人分としまして医療用布マスク770円掛ける2枚の10万8,000円を計上しております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

医療保健課長 山城直也君。

○ 医療保健課長 山 城 直 也 君

歳出3ページをお願いします。4款1項2目予防費、補正額512万円の計上です。10節需用費210万円の計上し、診療所内の医療スタッフや患者への感染予防対策のため、マスク、消毒液、手洗いせっけん、ゴム手袋、ビニールエプロン、また医療スタッフと消防団のための搬送用のための防護服などの購入にするための予算を計上しております。13節使用料及び賃借料42万円、一つ目に感染疑いなどにより、自宅待機を余儀なくされた方へタブレットを渡し診療所の医師とのテレビ診療を可能とするため、医療従事者やほかの患者に感染させるリスクを減らすことを目的として、タブレットのリース料を30万円計上しております。

もう一つ、村内の乳児から小学生の子の診療で、診療所の医師が判断し、村が医療機関への受診を勧めた場合に、フェリーでの感染予防対策として、その子の保護者に車両の航送に係る費用を助成するため12万円の計上をしております。計42万円です。17節備品購入費の260万円の計上は、診療所では県内での感染拡大に伴い、3月2日より診療所玄関前での検温を行っております。プレハブ内においての診療を実施して、一般診療と発熱外来との動線を分けて対策を行っております。現在のプレハブは、商工観光課より借用しておりますが、施設内は断熱材、クーラーがないなどの状態ですので今回、断熱材、電気設備、クーラー等の完備したプレハブを設置して、今後の感染症診療施設としての常設を考えております。また、その施設に必要な診療用ベッド、椅子、体温計などの備品としての予算の計上でございます。

歳出4ページをお願いします。7款1項1目商工総務費5,853万1,000円の増額でございます。全て新型コロナウイルス感染症対策事業となっております。17節備品購入費460万円は、長期化が予想される新型コロナウイルス感染予防の水際対策といたしまして、伊江港、本部港にて乗船者のスクリーニング検査のために赤外線サーモグラフィシステムを設置し、感染予防を図りたく計上してございます。2台分の計上です。18節負担金補助金及び交付金は5,393万1,000円の計上です。新型コロナウイルス感染拡大の影響を受ける観光業関連事業者や飲食業、小売業等への村独自による経済的支援となっております。令和2年4月1日時点で伊江村内に住所を有している営業の形態がある法人、個人事業者で令和2年4月1日以前に営業しており、かつ新型コロナウイルス感染拡大により売上げが減少していることが交付要件となります。支援内容といたしましては、個人民泊事業者への支援、法人事業者等への支援、民宿ホテル業への支援、ダイビング協会への支援、加工製造業への支援、特産品販売事業所への支援、観光関連事業所への支援、飲食業への支援、最後に小売業等への支援となっております。助成金の額につきましては、交付要綱の策定に向けて現在、作業を進めておりますが、お配りしております資料のとおり10万円から30万円の幅で検討してございます。申請の時期につきましては、本補正予算を可決承認いただきました後、交付要綱の施行日を5月15日と定め、翌週5月18日と19日の2日間、時間と人数を設定しまして、申請受付を開始していきたいと考えております。なお、5月18日、19日、両日における申請日に申請書を提出し、不備等がなく交付決定した対象者につきましては、5月28日に支給する方向で準備を進めてまいります。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

総務課長 宮城弘和君。

○ 総務課長 宮 城 弘 和 君

5ページをお願いいたします。9款1項1目非常備消防費、13節の使用料及び賃借料128万円の増額につきましては、新型コロナウイルス感染の疑いのある患者及び医療従事者等の濃厚接触者に対して、診療所医師が隔離措置が必要と判断した場合の療養支援のための宿泊施設の借上料による計上でございます。19節扶助費240万円の増額につきましては、村内の新型コロナウイルスの感染者、感染疑い者を医療機関へ搬送した際に、万が一、消防団員が罹患または濃厚接触となった場合の給料補償等の見舞金の計上でございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

教育行政課長 万寿祥久君。

○ 教育行政課長 万 寿 祥 久 君

歳出6ページをお願いいたします。10款1項2目事務局費237万3,000円は、小中学校及び幼稚園の新型コロナウイルス感染症対策及び支援のための増額補正でございます。10節需用費、細節119.120万円は、教職員用のマスク1万枚と、施設消毒用薬品等の購入費用の計上でございます。19節扶助費、細節119.117万3,000円は、小中学校の休校に伴う学校給食分の就学支援分として、在宅昼食費として支給するものでございます。対象者は3学校の要保護、準要保護世帯76人、1食単価が小学校児童は210円、中学校生徒は250円、扶助費の単価を基準とし、期間につきましては4月13日から7月22日までの積算で計上をしております。

以上で、議案第38号 令和2年度伊江村一般会計補正予算（第1号）の説明といたします。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

歳入、一括して質疑を許します。〔「進行」の声あり〕

進行いたします。歳出、一括して質疑を許します。2番 並里晴男議員。

○ 2番 並 里 晴 男 議員

歳出1ページの5目企画費についてですが、真謝区・西崎区の住環境負担軽減事業、その他の12節委託料、前年度設計をやったかどうか、お伺いします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

政策調整室長 内間常喜君。

○ 政策調整室長 内 間 常 喜 君

前年度設計をいたしました戸数が11戸でございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

2番 並里晴男議員。

○ 2番 並 里 晴 男 議員

11戸を平均して、この設計した中で工事費が平均でいいですし、数字がわかりましたら1戸当たりの工事費といえますか。それがわかりましたら説明をお願いします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

政策調整室長 内間常喜君。

○ 政策調整室長 内 間 常 喜 君

すみません。今、個別で1戸当たりいくらということは今申し上げられませんが、約300万円から500万円

ほどかかると想定しております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

2番 並里晴男議員。

○ 2番 並 里 晴 男 議員

平均して1戸当たり300万円から500万円程度ということではありますが、その18節の負担金の中で、今回5,000万円余り計上されておりますが、約500万円として10件程度ということになるのかと思いますが、今年度10件余り予定をされていて、全体でやりますとあと何年ぐらいかかるか、わかりますか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

政策調整室長 内間常喜君。

○ 政策調整室長 内 間 常 喜 君

工事費から負担金補助金及び交付金へ組替えしましたという説明をいたしました。この負担金補助金及び交付金の中で今、工事費を予定しているのは10件から12件ほどできないかと考えているところですし、また基金の上積みがさらに可能であったら、なるべく早く工事が進められるように、そして要望がある基地に近いほうからとか、いろいろと両区の代表の方々とも定期的に話し合いをしながら、優先順位を決めたり、その工事の場所もこの世帯ごとに世帯主の皆さんと相談をして進めております。できる限り村長も早目に、これをこれまでいろんな被害、そういった苦勞なされた皆様ですので、早目にやろうということをおっしゃっていますので、できる限り5年から複数年かからないような年数で実施ができればと、こちら今事務方では考えているところです。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

休憩します。

(休憩時刻11時22分)

再開します。

(再開時刻11時23分)

ほかに質疑ございませんか。歳出一括です。10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名 嘉 實 議員

歳出4ページ、18節についてですが、受付を5月18日と19日の2日間受付をします。わずか2日ですが、これはどこで受付をするのか。それとあと今日は12日ですから、あと6日しかないんですが、そういう補助金、助成策がありますよということをお知らせする方法、これは徹底する必要があると思いますが、どういうふうにやりますか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

商工観光課長 島袋英樹君。

○ 商工観光課長 島 袋 英 樹 君

申請受付5月18日月曜日、5月19日火曜日、両日、はにくすにホールの1階ロビーで行いたいと考えております。また自治体、もしくは県とか、そういったところの独自の申請に当たりましては郵送とか、そういった部分においての申請、受付をされておりますが、私どもといたしましては早目に、皆さんの手元へ支給、受給をしていきたいのと、やはり密になったら困るということもあって、時間の設定、朝9時からお昼12時まで、午後は1時半から5時まで、職員5人体制で受付をしまして、1人当たり大体15分程度を見込んでやりますと2日間ですることができるのかと思っております。

あと、周知する方法につきましては、いま大体該当する事業、支援、助成する業種、対象者は事前に、一応は今回の積算、補正予算を積算するにあたっての積み上げとして一応、電話でのもしくは文書、ファクス等での実際の減少額について、積み上げております。その際には具体的に細かくは申し上げてませんが、再度こちらのほうから、今日補正予算が議決、承認いただけましたら、速やかにローテーションのシフ



トをある程度、固めておりますので、民泊事業、民泊の個人民家につきましては両事業所へお願いする予定で調整をしております。そして必要書類とか、そういったものも併せて今電話で周知していく。それ以外の業種の形態の方につきましては、私ども課において一人一人電話をして対応していきたいと考えております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

ほかに質疑ございませんか。〔「進行」の声あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題となっております議案第38号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第38号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

「討論なし」と認めます。

これから議案第38号 令和2年度伊江村一般会計補正予算（第1号）を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第38号 令和2年度伊江村一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第39号 令和2年度伊江村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島 袋 秀 幸 君

議案第39号 令和2年度伊江村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の、提案理由を御説明申し上げます。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ86万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億5,386万円と定めたいと思います。2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によりたいと思います。

なお内容につきましては、住民課長から説明をさせたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

住民課長 平敷兼清君。

○ 住民課長 平 敷 兼 清 君

事項別明細書、歳入1ページをお願いします。6款1項1目2節、細節102. 特別調整交付金分86万円の増額であります。傷病手当金の支給に要した費用については全額、財政支援があるための計上であります。

次のページをお願いします。歳出、1ページ、2款6項1目傷病手当金を新設いたしまして、18節、細節101. 傷病手当金86万円を計上します。日額報酬が6,400円の場合の傷病手当金4,300円を支給期間20日、10人で想定し計上しております。

以上で、令和2年度伊江村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の説明を終わります。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

歳入歳出一括して、質疑を許します。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっています議案第39号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第39号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第39号 令和2年度伊江村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第39号 令和2年度伊江村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

次にお諮りします。本臨時会において議決された案件について、その字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に一任されたいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、その字句、数字その他の整理は、議長に一任することに決定いたしました。

これで本日の日程は、全部終了いたしました。

会議を閉じます。

令和2年第5回伊江村議会臨時会を閉会いたします。

(閉会時刻11時32分)

地方自治法第123条第2項の規定に基づき  
ここに署名する。

伊 江 村 議 会

議 会 議 長 渡久地 政 雄

署名議員（6番） 山 城 善 彦

署名議員（7番） 内 間 広 樹